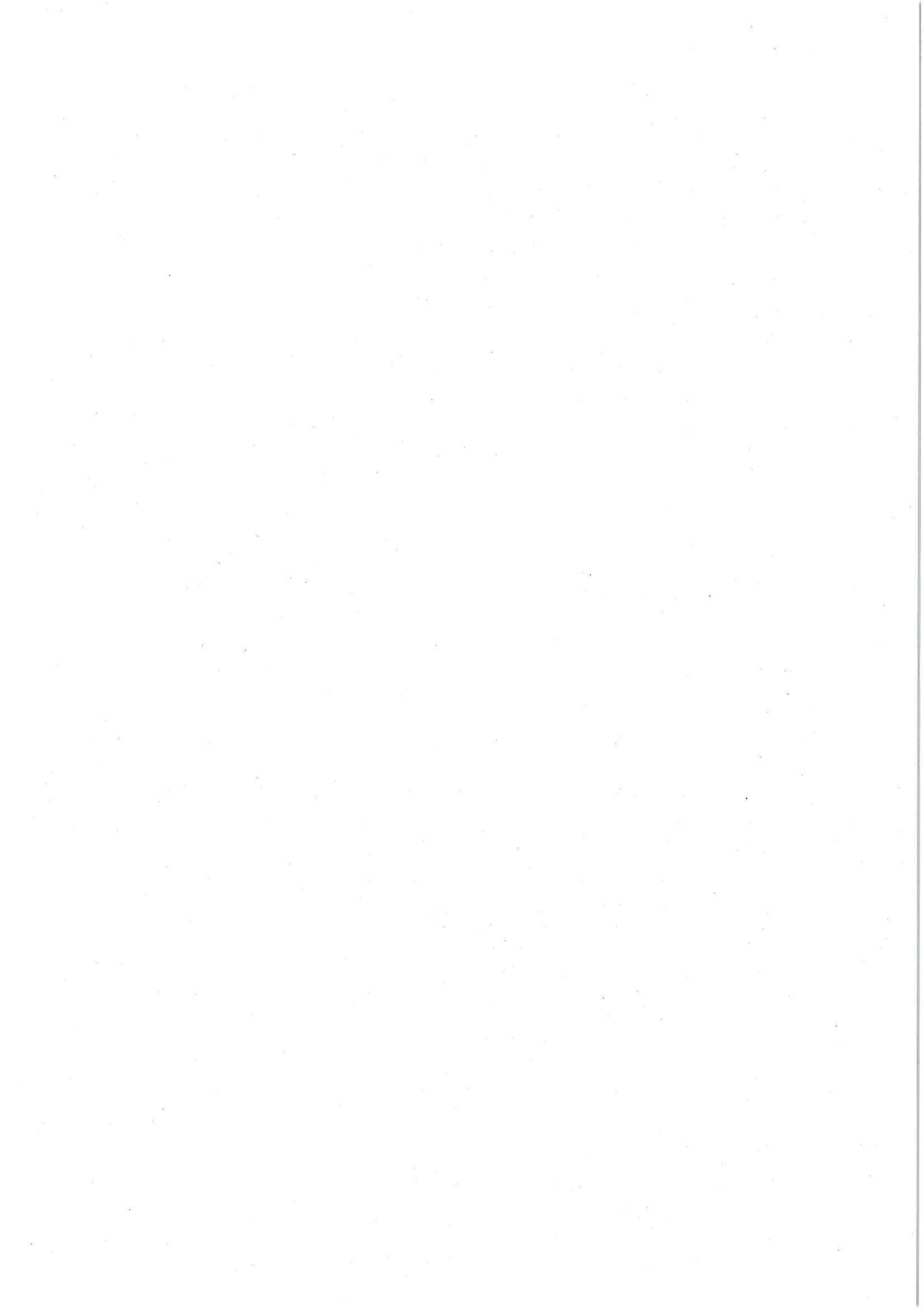


鶴居村地球温暖化防止実行計画

区域施策編

鶴 居 村



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 地球温暖化問題の概要	1
1-2 計画の目的及び位置づけ	9
1-3 対象とする範囲	10
1-4 対象とする温室効果ガス	11
1-5 計画の期間及び基準年度	11
第2章 温室効果ガスの排出状況	13
2-1 温室効果ガス排出量の算定方法	13
2-2 温室効果ガス排出量の推移	15
第3章 温室効果ガスの将来推計と削減目標	19
3-1 温室効果ガスの将来推計	19
3-2 温室効果ガス排出量の削減目標	21
第4章 地球温暖化防止のための取組	23
4-1 目標達成に向けた取組みの基本方針	23
4-2 目標達成に向けた取組み内容	25
第5章 進行管理	27
5-1 推進体制	27
5-2 進行管理	28

第1章 計画の基本的事項

1-1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化とは

地球は、大気や地表で太陽光を吸収することで温められます。その際、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に存在することで、地球の平均気温を約14℃に保っています。

しかしながら、自然の摂理に反して、温室効果ガスが過度に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇することで温室効果が強まり、大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する気候変動を地球温暖化といいます。



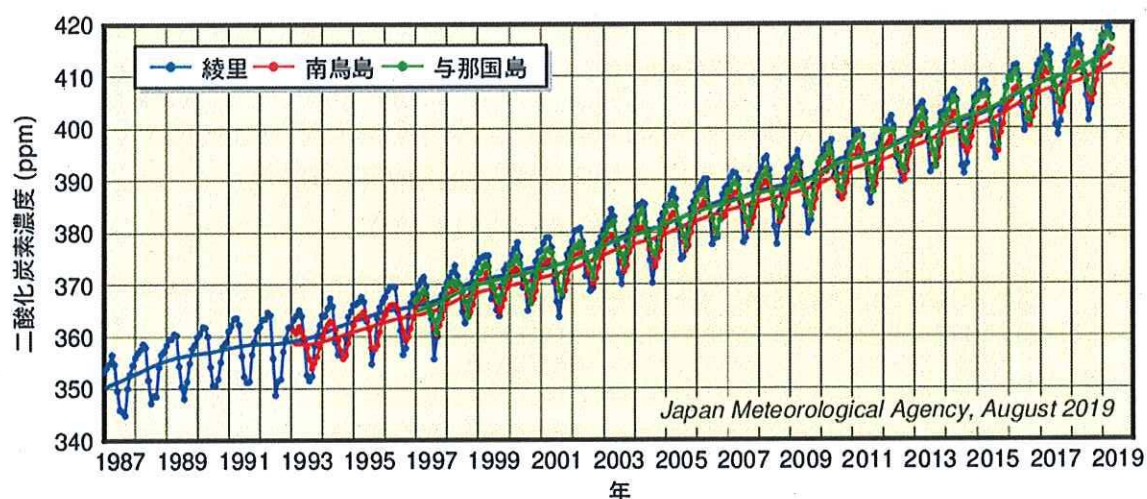
温室効果の模式図（気象庁 HP より引用）

(2) 温室効果ガスの増加と平均気温の上昇

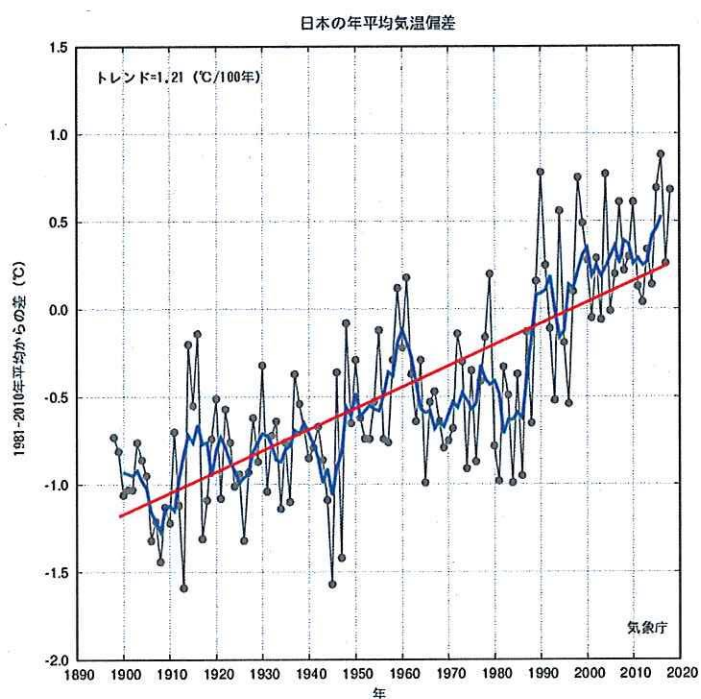
I P C C (国連気候変動に関する政府間パネル) の第 5 次評価報告書によると、20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化は、人間活動による温室効果ガスの影響が主な要因であった可能性が極めて高いとしています。

温室効果ガスの代表的なものとして、二酸化炭素は産業革命期の 1775 年と比べて濃度が 46%増加しており、国内の観測地点でも年々増加するのが観測されています。

また、温室効果ガスの増加に伴う影響の一つ、大気の平均温度の長期的な上昇は、国内でも現在のところ 100 年間で 1.21℃ずつ上昇しています。



国内 3 観測地点における二酸化炭素濃度の推移 (気象庁 HP より)



日本の年平均気温偏差 (気象庁 HP より)

(3) 地球温暖化の影響

地球温暖化の影響は、桜の開花が早まり、紅葉が遅くなるなど身近なところでも観測されており、農畜産物への影響から適応策が実施されるようになりました。

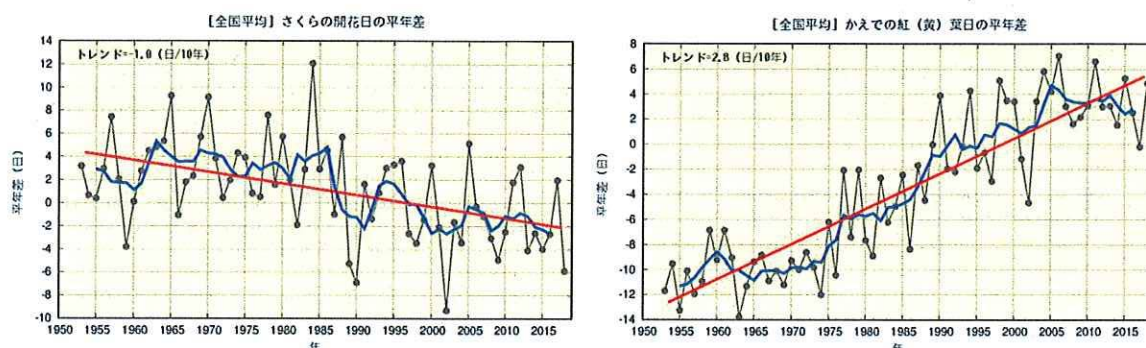


図 2.3-1 さくらの開花日の経年変化（1953～2018 年：左図）と、かえでの紅葉日の経年変化（同：右図）
黒の実線は年平均差（観測地点（表 2.3-1 参照）で現象を観測した日の年平均値（1981～2010 年の平均値）からの差を全国平均した値）を、青の実線は年平均差の 5 年移動平均値を、赤の直線は変化傾向をそれぞれ示す。

さくらの開花日・かえでの紅葉日の経年変化

（気候変動監視レポート 2018 より）

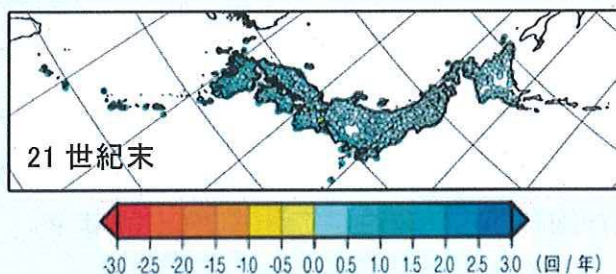
発生報告の多い農畜産物における影響と適応策の実施状況		（報告単位：都道府県数）
水稲	【影響】西日本を中心に白未熟粒の発生等の報告があった。 （白未熟粒の発生 H28年：27件 → H29年：23件） 【適応策】高温耐性品種の作付面積は年々増加傾向にある（平成29年は全国で約9万4千ha、前年産と比べて約2千ha増加）。水管理・肥培管理といった基礎的な技術の徹底のほか、移植時期の繰り下げ等の適応技術が多く多くの県で取組まれている。また、ICT技術や気象データ等を用いた栽培管理による品質向上・高温障害対策を行っている事例の報告もあった。	 白未熟粒（左）と正常粒（右）の断面
	【影響】りんごでは着色不良・着色遅延について、うんしゅうみかんでは浮皮について報告があった。また、ぶどうの着色不良・着色遅延については、前年を大きく上回って報告があった。 （ぶどうの着色不良・着色遅延の発生 H28年：15件 → H29年：25件） 【適応策】果実の着色向上のため、ぶどうでは環状剥皮の取組、りんごでは着色優良系統の導入等の取組があった。うんしゅうみかんでは、浮皮軽減のために植物成長調整剤の散布やマルチの利用等の取組があった。	
野菜	【影響】トマトで着果不良や生育不良、いちごで花芽分化の遅れについて報告があった。 （トマトの着果不良 H28年：18件 → H29年：12件） 【適応策】トマトでは細霧冷房や遮光・遮熱資材の導入の取組があった。また、いちごでは、夜冷育苗や株元冷却の取組があった。	
花き	【影響】きくでは、開花期の前進・遅延等の報告があった。 （開花期の前進・遅延 H28年：14件 → H29年：17件） 【適応策】開花時期の変動が少ない品種の導入やヒートポンプ活用等の取組があった。	
畜産	【影響】乳用牛では、乳量・乳成分の低下や繁殖等の報告があった。 （乳量・乳成分の低下 H28年：15件 → H29年：16件） 【適応策】乳量の確保や繁殖成績の向上を目的として、細霧冷房の導入や牛体への送風・散水等の取組があった。	

農畜産物への影響と適応策の実施状況

（平成 29 年地球温暖化影響調査レポート（概要）より）

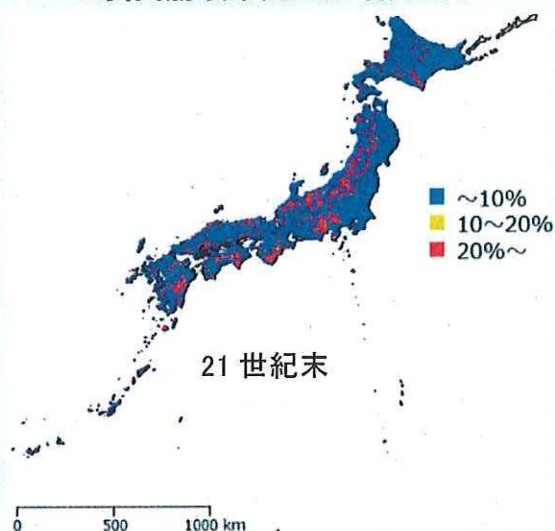
地球温暖化は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、年々そのリスクが高まっています。本村に関係すると思われる4例を以下に示します。

◎ 滝のように降る雨が増加します



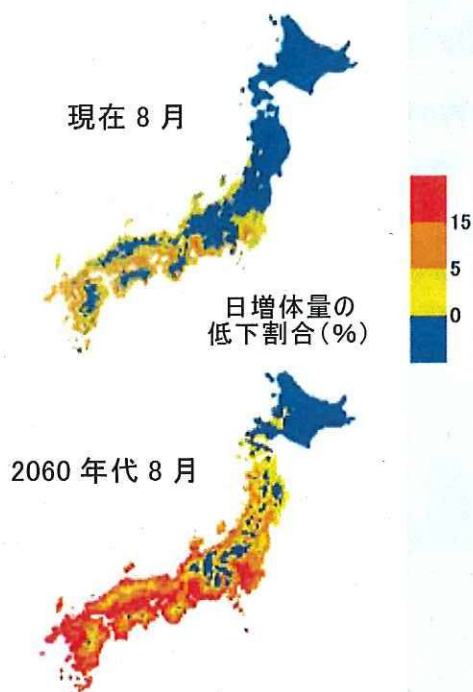
全国的に発生回数が増加し、現在より 2 倍以上の回数を観測します。

◎ 斜面崩壊の発生が増えます



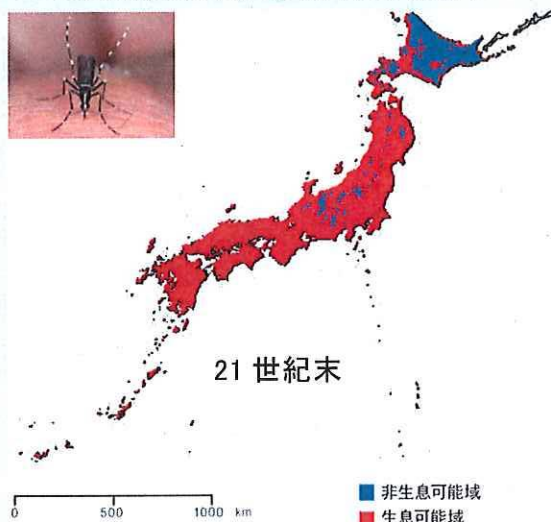
全国のほとんどの地域で現在より斜面崩壊の発生確率が増加します。

◎ ウシも夏バテします



夏に日増体量（日体重増加量）が減少する地域が拡大し、牛乳の生産量が減少します。

◎ 感染症のリスクが高まります



デング熱などこれまで罹ったことがない病気になるおそれがあります。

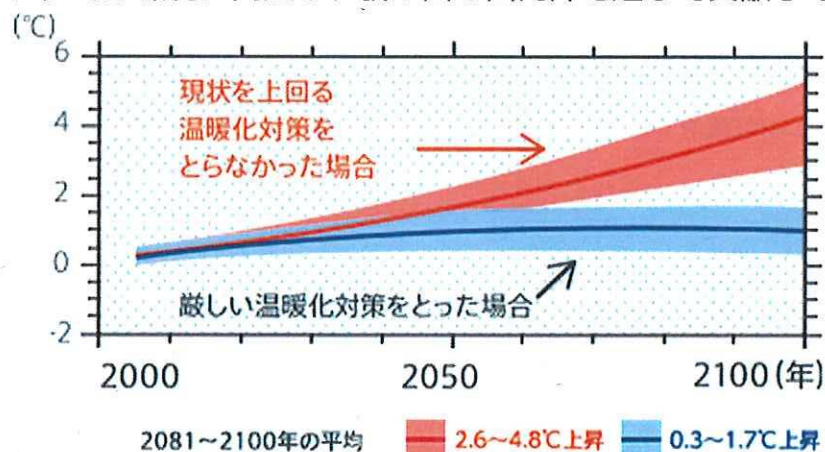
※これらの事例は、パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」（環境省）より引用しました。

(4) 国際的な動向

第5次評価報告書によると、現状を上回る地球温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末における世界の平均気温は、最大で4.8℃上昇すると予測されています。

このような地球温暖化に伴う影響を最小限に抑える国際的な動向として、2015年に持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の採択、約束草案の提出、パリ協定の合意がなされました。

2015年9月の国連サミットでSDGsが採択されました。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2030年までの国際な17の目標であり、多くが環境に関連し、我が国も国内外を通じて貢献していきます。



21世紀末における世界の平均気温の予測値

(「COOL CHOICE」 地球温暖化対策、省エネ、エコで「賢い選択」HP より)



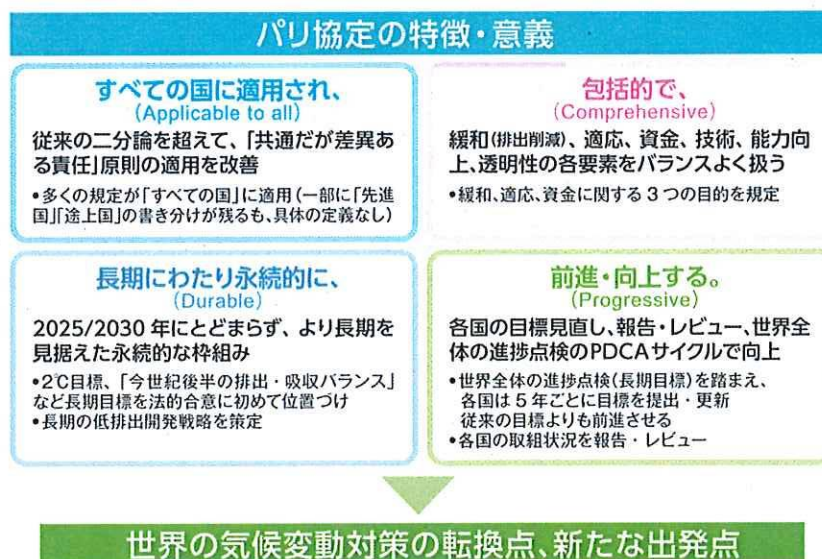
SDGs のロゴ (国際連合広報センターHP より)

世界中の国・地域が、2015年に開催された国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議(COP21: Conference of Parties 21)に先立ち、約束草案(INDC: Intended Nationally Determined Contributions)を提出しました。約束草案は、2020年以降における温室効果ガスの削減目標案であり、世界の温室効果ガス排出量の約99%に匹敵します。

COP21では、京都議定書以来の法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。この協定では、初めて全ての先進国と発展途上国に対して排出量の抑制を義務づけ、世界の平均気温を産業革命前と比べて「2℃を十分に下回る水準」に抑え、さらに1.5℃以内を目指して努力することが義務づけられました。また、「パリ協定」では、化石燃料からの脱却を目指し、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」を目指すことも盛り込まれています。

	国/地域名	内 容	目標年	基準年	INDC提出日
附 属 書 I 国	EU	-40%	2030年	1990年	3月6日
	米国	-26~-28%(-28%達成に向けて最大限努力)	2025年	2005年	3月31日
	ロシア	-25~-30%	2030年	1990年	4月1日
	カナダ	-30%	2030年	2005年	5月15日
	日本	-26% (-25.4%)	2030年 (2030年)	2013年 (2005年)	7月17日
非 附 属 書 I 国	中国	・CO ₂ 排出量を減少傾向へ。達成時期を早めるよう、最善の取り組みを行う ・GDP当たりCO ₂ 排出量で60~-65%	・2030年前後 ・2030年	— ・2005年	6月30日
	インドネシア	-29%	2030年	BAU	9月24日
	南アフリカ	GHG排出量を398-614 Mt CO ₂ -eq.にする	2025年及び 2030年	—	9月25日
	ブラジル	・-37% ・-43%	・2025年 ・2030年	2005年	9月28日
	インド	GDP当たり排出量で-33~-35%	2030年	2005年	10月1日

約束草案の一例(全国地球温暖化防止活動推進センターHPより)



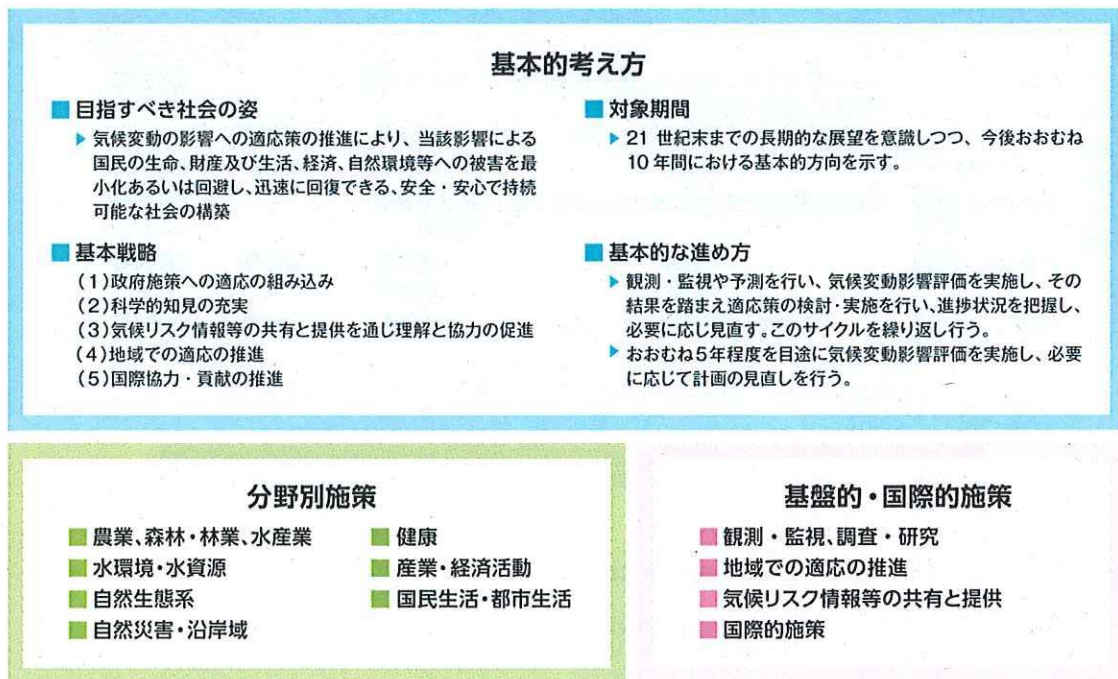
パリ協定の特徴・意義(パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」(環境省)より)

(5) 国内の動向

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法、以下、「温対法」という）が1998年に公布され、1999年に施行されています。この法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みが整備されました。

また、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が2016年に閣議決定され、中期目標は、「日本の約束草案」に基づき、2030年度に2013年度比で26%削減を掲げています。なかでも、「業務その他部門」は約40%削減の目標が掲げられ、温室効果ガス削減に一層の推進が求められています。

これらの他に、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が2015年に閣議決定されました。



気候変動の影響への適応計画の概要（パンフレット「STOP THE 温暖化 2017」（環境省）より）

各種計画に基づき、国民への情報提供、官民連携による温暖化対策など多種多様な取り組みがなされており、代表的な例を以下に示します。

◎国民への情報提供



(「COOL CHOICE」地球温暖化対策、省エネ、エコで「賢い選択」HPより)

◎宇宙からの温室効果ガス観測



(JAXA HP より)

◎官民連携の温暖化対策



(STOP THE 温暖化 2017 より)

◎グリーンファンド



(STOP THE 温暖化 2017 より)

◎低炭素な水素の利用拡大

【環境省の取組例】北海道における実証プロジェクト



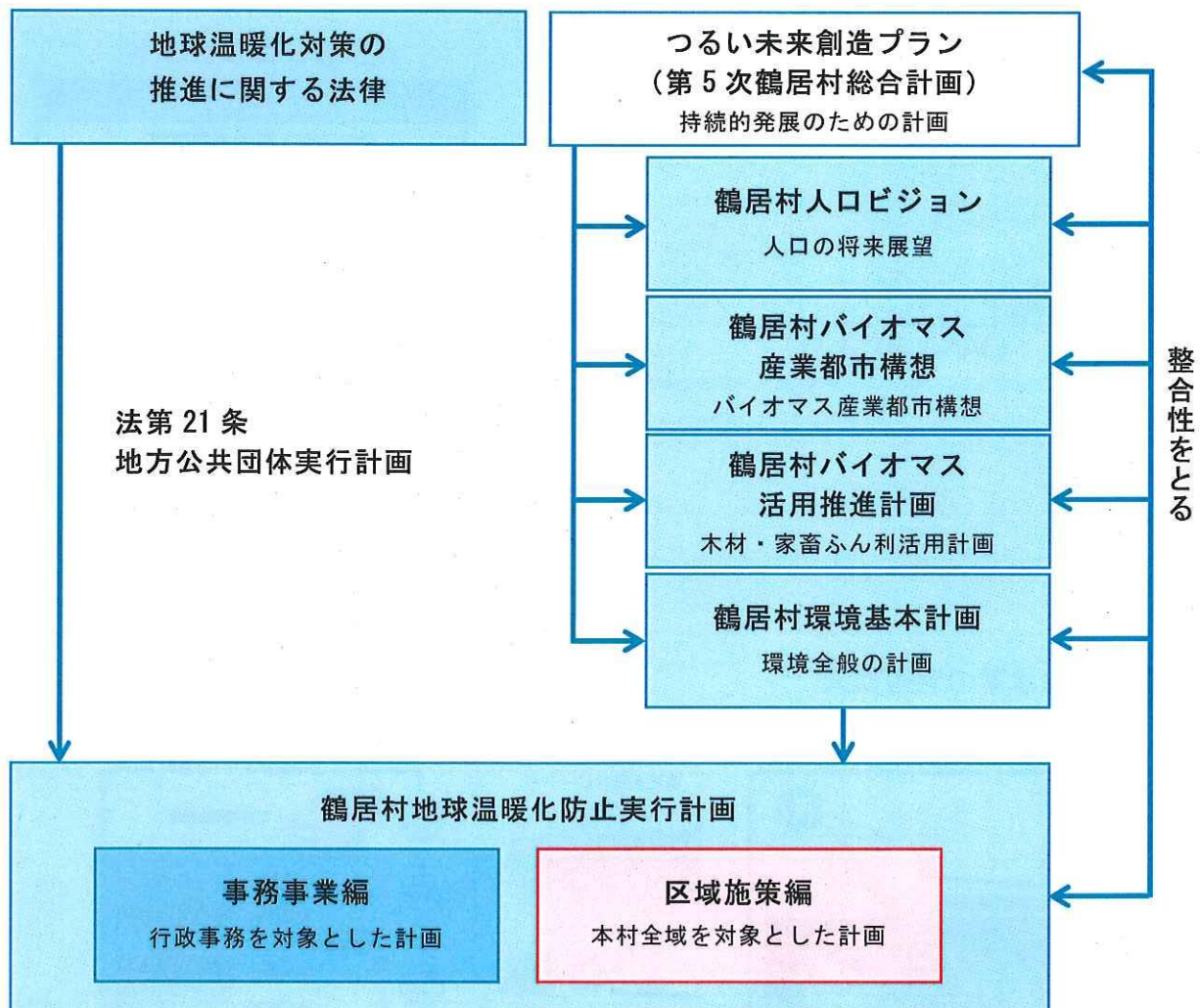
(STOP THE 温暖化 2017 より)

1-2 計画の目的及び位置づけ

本村は、2011年4月に「鶴居村地球温暖化防止実行計画」を策定し、村の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制に努めてきました。

「鶴居村地球温暖化防止実行計画 区域施策編」（以下、「本計画」という）は、本村の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画です。村の率先した取り組みの成果を広くPRしていくことで、村民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促すことを目的としており、2018年1月に国が策定した「地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）」において掲げられた目標との整合性を図っています。

本計画は、本村全域を対象とするものであり、「つるい未来創造プラン（第5次鶴居村総合計画）」の下位計画として、本村における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられます。



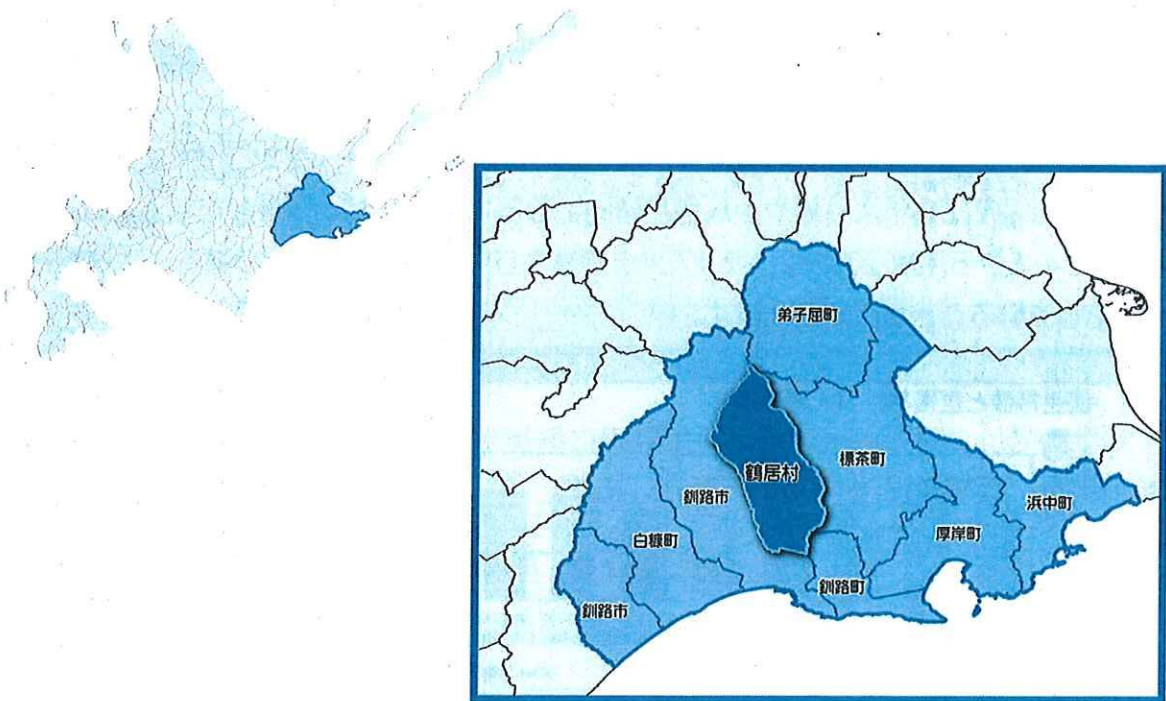
1-3 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、全域の村民、事業者を含む温室効果ガスの排出を対象とするため、鶴居村全域を対象範囲とします。

本村は、釧路管内のほぼ中央部の山麓に位置し、東西約 20km、南北約 44km、総面積 571.80km²(57,180ha)を有します。村のおよそ 3 分の 2 が森林で占められる他、雪裡川、幌呂川、久著呂川の流域には酪農地帯が広がっています。

気候は、年間を通じて冷涼であり、夏季には釧路沖で発生する海霧（ガス）に覆われることもあります。冬季は寒さが厳しいものの晴天が多く、雪が少ないといった特徴があります。

産業は酪農が主体であり、多頭数飼育といった近代化経営が進められています。また、特別天然記念物タンチョウや釧路湿原国立公園といった自然資源に恵まれ、多くの観光客が来村しています。



※背面図は「第5次総合計画」から引用しました。

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。これらの温室効果ガスは、鶴居村から排出され、算定のためのデータ取得や進行管理が可能なものです。

なお、本村で盛んな酪農由来のメタンや一酸化二窒素は、現時点で削減することが困難であるため、対象としないこととしました。

対象となる温室効果ガスの種類と発生源等

種類	本村における主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	石油やプロパンガスなどの化石燃料の燃焼 電気の使用 自動車の走行 廃棄物の焼却	1
メタン (CH ₄)	自動車の走行 廃棄物の焼却・下水処理	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 下水処理	298

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。
(例 1トンのメタンの排出量は、25トンの二酸化炭素の排出量に相当します。)

1-5 計画の期間及び基準年度

(1) 計画の基準年度、目標年度

本計画では、国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013年度を基準年度とします。また、目標年度は2030年度とします。

計画の基準年度、目標年度

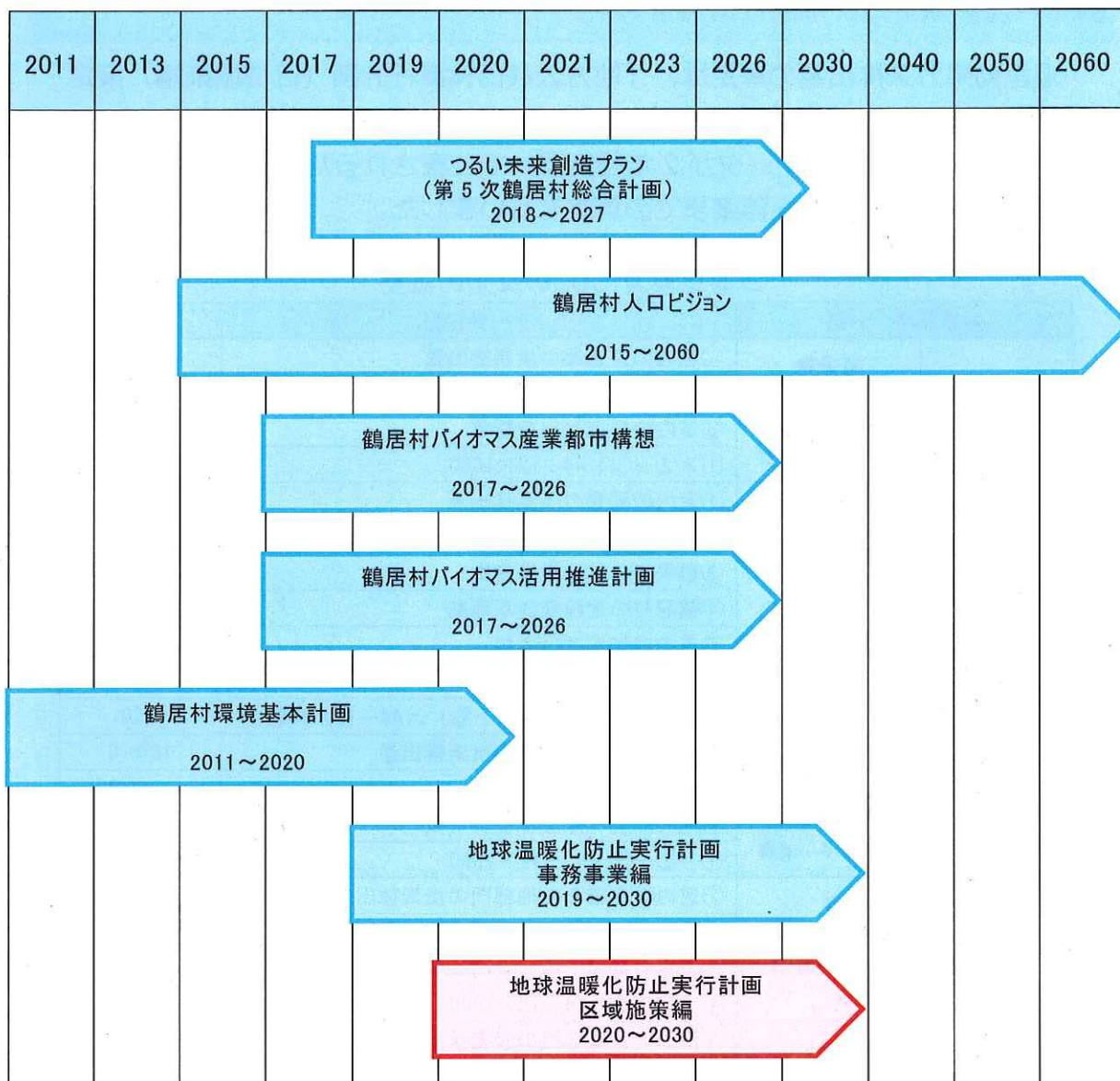
区分	年度
基準年度	2013年度
目標年度	2030年度

(2) 計画の期間

計画期間は、目標年度に合わせて、2020年度～2030年度までの11年間とします。また、2024年度に計画について中間検証を実施することとします。

なお、情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

参考として、関係する計画の実施期間を次頁に図示します。



本計画と関連する計画の計画期間

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」（平成29年3月 環境省）に基づきました。

なお、算定に用いるデータが2年程度遅れて公表されるため、2013年度から現在公表されている2016年度までの算定を行いました。

二酸化炭素(CO₂)の算定の概要

対象部門・分野		データ種類	単位
産業部門	製造業	①道内の製造業の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の製造品出荷額等	万円
	事業場等のエネルギー消費	③道内の製造品出荷額等	万円
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂
	建設業・鉱業 事業場等のエネルギー消費	①道内の鉱業の炭素排出量	10 ³ t-C
		②道内の建設業の炭素排出量	10 ³ t-C
		③鶴居村の鉱業従事者数	人
		④鶴居村の建設業従事者数	人
		⑤道内の鉱業従事者数	人
		⑥道内の建設業従事者数	人
		(①×③÷⑤+②×④÷⑥)×44÷12×1000	t-CO ₂
	農林水産業 事業場等のエネルギー消費	①道内の農林水産業の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の農業産出額	千万円
		③道内の農林水産業従事者数	千万円
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂
業務その他部門 事務所等他の部門に属さないエネルギー消費		①道内の業務その他部門の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の業務その他部門従事者数	人
		③道内の業務その他部門従事者数	人
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂
家庭部門 家庭におけるエネルギー消費		①道内の家庭部門の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の世帯数	世帯
		③道内の世帯数	世帯
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂
運輸部門	貨物 自動車（貨物）のエネルギー消費	①全国の貨物車の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の貨物車の保有数	台
		③道内の貨物車の保有数	台
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂
	旅客 自動車（旅客）のエネルギー消費	①全国の旅客車の炭素排出量	10 ³ t-C
		②鶴居村の旅客車の保有数	台
		③道内の旅客車の保有数	台
		①×②÷③×44÷12×1000	t-CO ₂

※10³t-Cは炭素1000トン、t-CO₂は二酸化炭素1トンを示します。

※「44÷12×1000」は、炭素排出量(10³t-C)から二酸化炭素排出量(t-CO₂)への変換係数です。

※農林水産業について、鶴居村の農業産出額の2013年度の値は、2014年度の値を当てはめています。

※運輸部門について、簡便のため、貨物・旅客と表記しています。

メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)の算定の概要

対象部門・分野		データ種類	単位
燃料の 燃焼分野	貨物 自動車 (貨物) 走行	①道内の貨物車の車種・燃料別の走行キロ	千 km
		②鶴居村の貨物車の保有数	台
		③道内の貨物車の保有数	台
		④鶴居村の排出係数分類による貨物車の保有数	台
		⑤鶴居村の走行キロ分類による貨物車の保有数	台
		⑥車種・燃料別の排出係数	mg-CH ₄ /km、mg-N ₂ O/km
		①×②÷③×④÷⑤×⑥÷1,000,000	t-CH ₄ 、t-N ₂ O
	旅客 自動車 (旅客) 走行	①道内の旅客車の車種・燃料別の走行キロ	千 km
		②鶴居村の旅客車の保有数	台
		③道内の旅客車の保有数	台
		④鶴居村の排出係数分類による旅客車の保有数	台
		⑤鶴居村の走行キロ分類による旅客車の保有数	台
		⑥車種・燃料別の排出係数	mg-CH ₄ /km、mg-N ₂ O/km
		①×②÷③×④÷⑤×⑥÷1,000,000	t-CH ₄ 、t-N ₂ O
廃棄物分野	焼却処分 廃棄物の 焼却処理	①直接焼却量	t
		②プラスチックごみ・合成繊維の焼却量の補正	-
		③プラスチックごみ・合成繊維の焼却の排出係数	t-CO ₂ /t
		④焼却方式ごとの排出係数	t-CH ₄ /t、t-N ₂ O/t
		CO ₂ :①×② CH ₄ 、N ₂ O:①×③	t-CO ₂ 、t-CH ₄ 、t-N ₂ O
	排水処理 し尿	①生し尿や浄化槽汚泥の年間処理量	kL
		②し尿処理の排出係数	t-CH ₄ /kL、t-N ₂ O/kL
		①×②	t-CH ₄ 、t-N ₂ O
	排水処理 生活排水	①各種排水処理人口	人
		②各種排水処理の排出係数	t-CH ₄ /人、t-N ₂ O/人
		①×②	t-CH ₄ 、t-N ₂ O

※メタンや一酸化二窒素の排出量を二酸化炭素の排出量に換算する場合、地球温暖化係数を掛けて、
t-CH₄×25、t-N₂O×298で行います。

※燃料の燃焼分野について、簡便のため、貨物車・旅客車と表記しています。

2-2 温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガスの総排出量

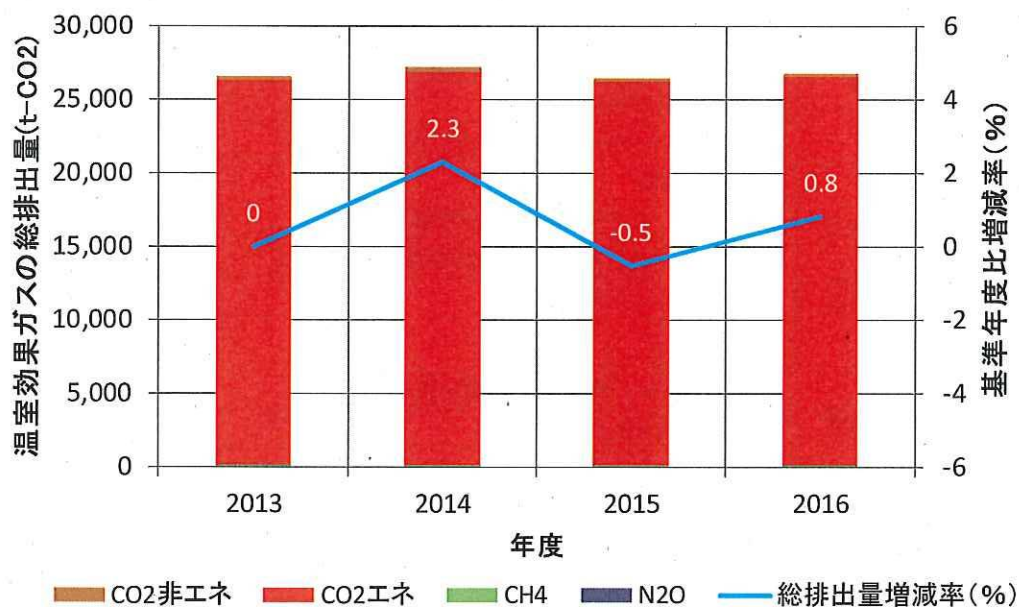
本村における温室効果ガスの総排出量は、基準年度である 2013 年度において 26,638t-CO₂、2016 年度においては 26,858t-CO₂ であり、基準年度比約 1%増となっています。

二酸化炭素のうちエネルギー起源は、石油や電気といったエネルギーを使用することによるもの、非エネルギー起源は廃棄物の焼却に伴うものを示します。

温室効果ガス排出量と基準年度比増減率の推移(単位:t-CO₂)

温室効果ガス	2013 年度 基準年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
二酸化炭素(CO ₂)(エネルギー起源)	26,208	26,844	26,090	26,437
二酸化炭素(CO ₂)(非エネルギー起源)	287	263	264	279
メタン(CH ₄)	40	41	40	40
一酸化二窒素(N ₂ O)	103	103	103	103
総排出量(上記の合計)	26,638	27,251	26,497	26,858
総排出量の基準年度比増減率(%)		2.3	-0.5	0.8

※表中の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算後の値であり、端数処理で合計値が一致しないものがあります。



(2) 対象部門・分野別の温室効果ガスの排出量

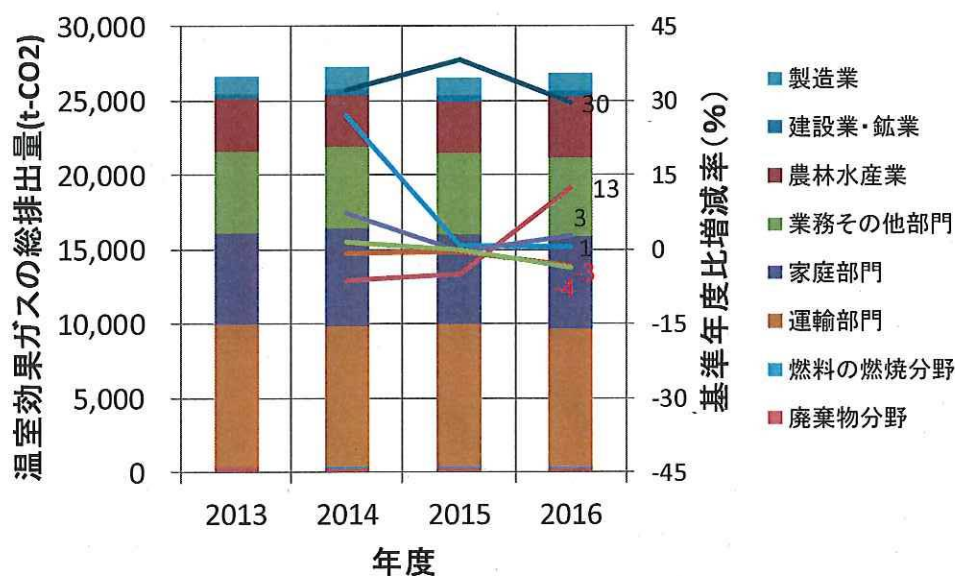
対象部門・分野別の温室効果ガスの排出量は、運輸部門が最も多く、家庭部門、業務その他部門、農林水産業の順で続き、これらで全体の9割を占めます。

排出量の増減は、2016年度について、建設業・鉱業、農林水産業、家庭部門において、基準年度よりそれぞれで約30%、13%、3%の増加が見られ、業務その他部門、運輸部門のそれぞれで、約4%、3%の減少が見られました。

対象部門・分野別の温室効果ガスの排出量の推移(単位:t-CO₂)

対象部門・分野	2013年度 基準年度	2014年度	2015年度	2016年度
製造業	1,149	1,458	1,158	1,155
建設業・鉱業	337	445	466	437
農林水産業	3,637	3,412	3,458	4,093
業務その他部門	5,455	5,535	5,446	5,251
家庭部門	6,086	6,526	6,053	6,263
運輸部門	9,545	9,468	9,510	9,238
燃料の燃焼分野(CH ₄ 、N ₂ O)	89	89	89	88
廃棄物分野(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O)	341	318	318	333
総排出量(上記の合計)	26,638	27,251	26,497	26,858

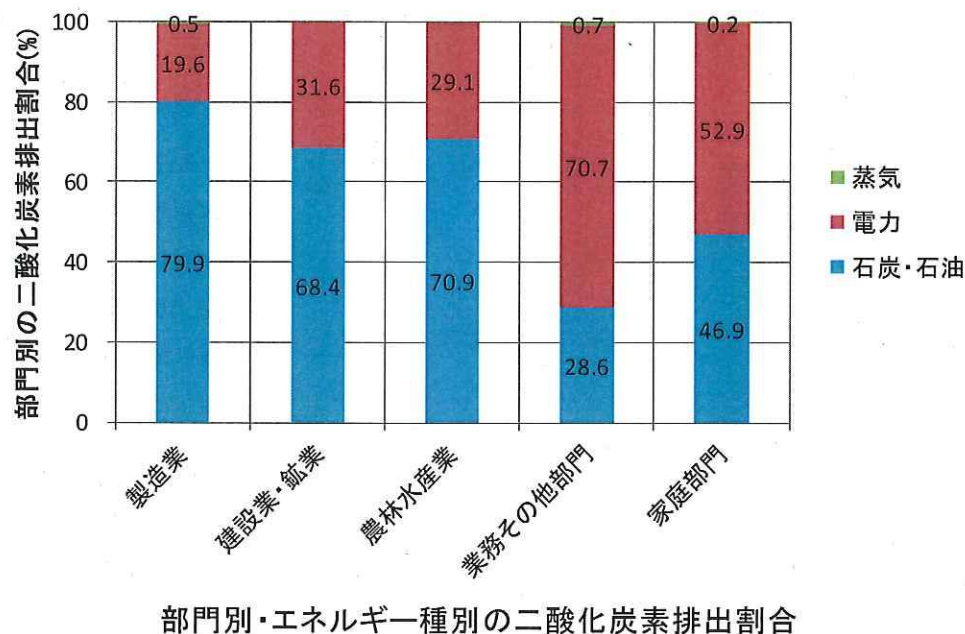
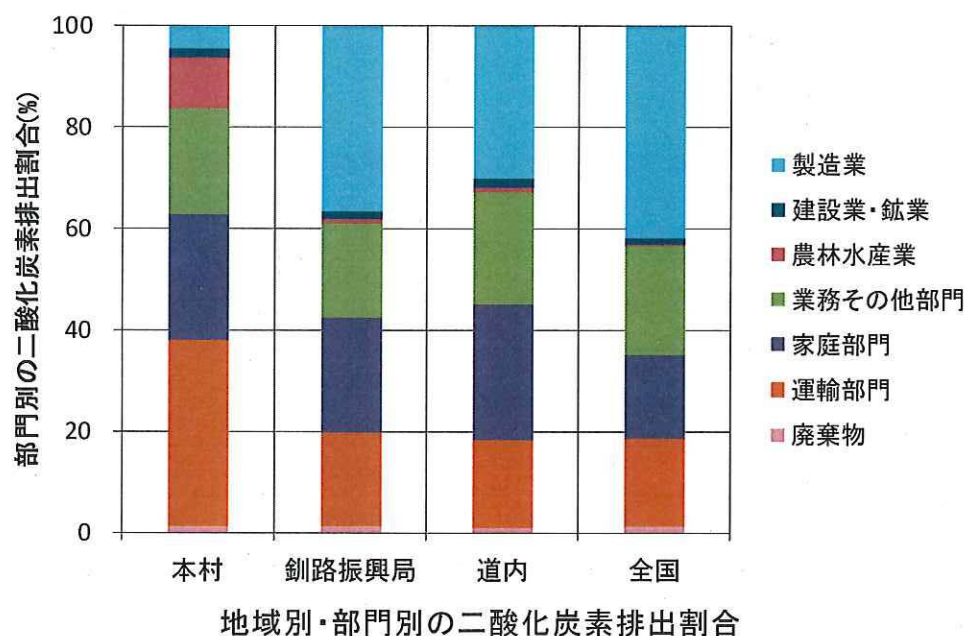
※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



(3) 部門別の二酸化炭素排出割合等

2016 年度について、地域別・部門別の二酸化炭素排出割合は、釧路振興局等と比較し、運輸部門と農林水産業が多く、製造業が少ない傾向が見られました。

また、北海道における部門別・エネルギー種別の排出量は、業務その他部門と家庭部門で電力の割合が高く、50%以上を占めました。



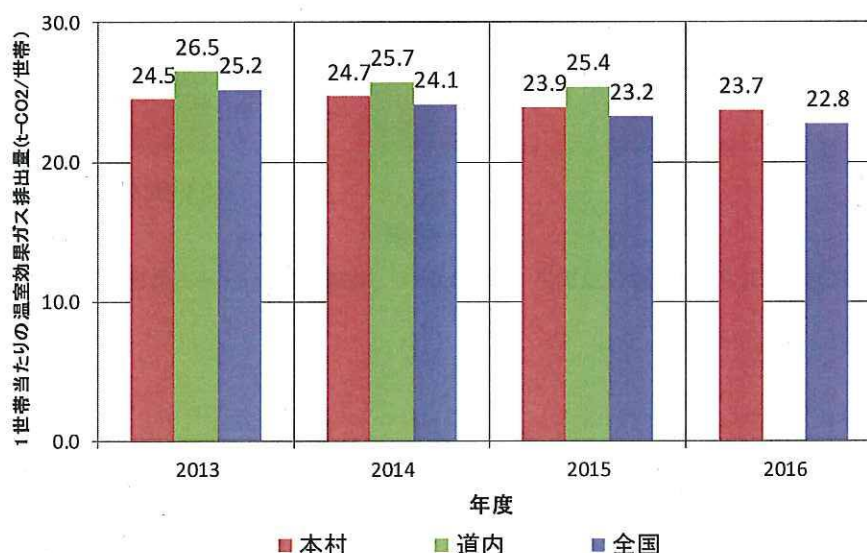
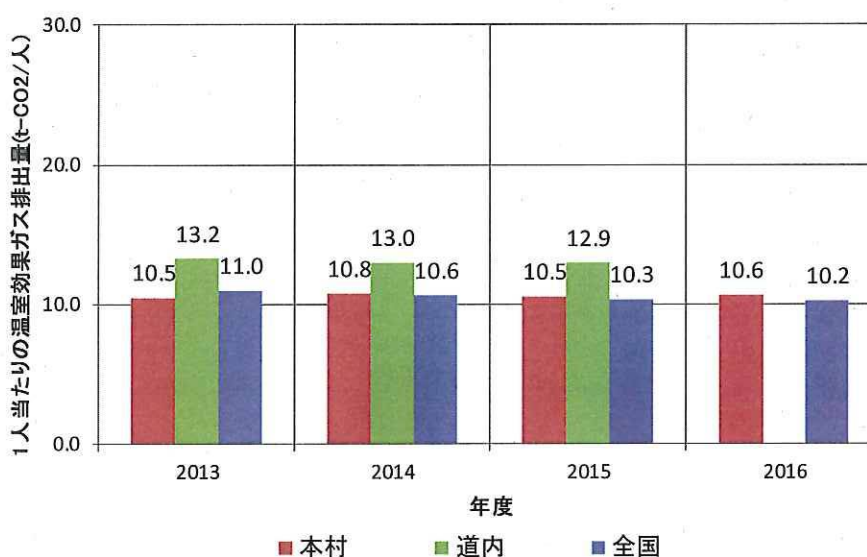
※釧路振興局、北海道、全国の二酸化炭素排出割合は環境省の算定値を利用しました。
 ※エネルギーごとの排出量は、都道府県別エネルギー消費統計をもとに計算しました。

(4) 1人当たり・1世帯当たりの温室効果ガスの排出量

本村の1人当たりの温室効果ガス排出量は、基準年度において10.5t-CO₂/人であり、2016年度においては10.6t-CO₂/人でした。

世帯当たりの温室効果ガス排出量は、基準年度において24.5t-CO₂/世帯であり、2016年度においては23.7t-CO₂/世帯でした。

全国・道内と比較すると、1世帯あたりの温室効果ガス排出量は年々減少傾向にあります。本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法で規定するもの全てではありませんが、道内より低く、全国平均の水準にあると言えます。



※温室効果ガス排出量は、全国について「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2019 年」、道内については「道庁 HP」の値を引用しました。なお、道内 2016 年度のデータは公表されていないため、空欄にしています。
 ※人口と世帯数のデータは「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より引用しました。

第3章 温室効果ガスの将来推計と削減目標

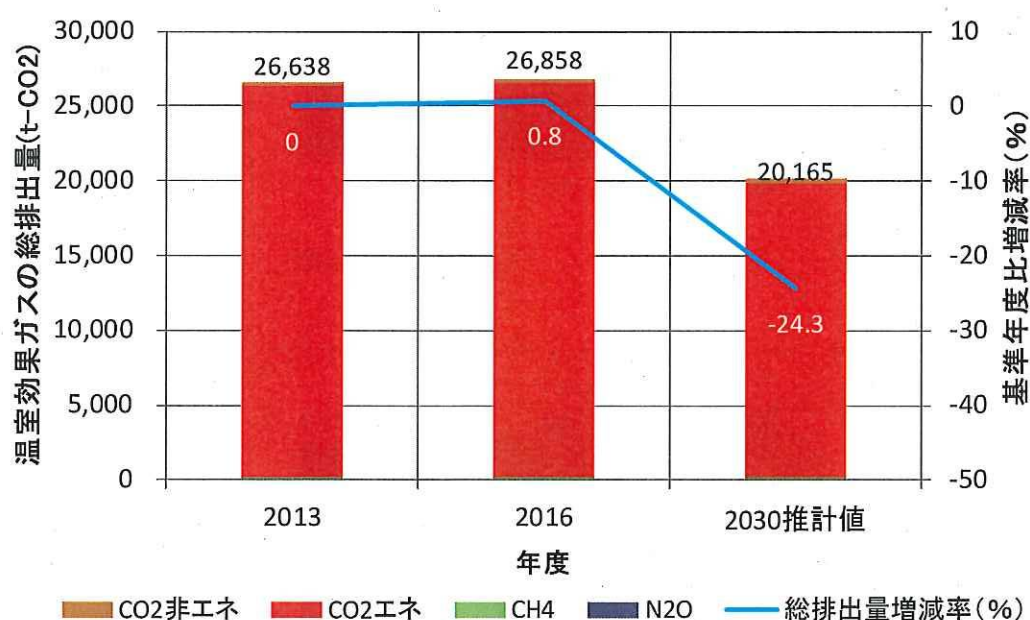
3-1 温室効果ガスの将来推計

本村の温室効果の総排出量について、目標年度である2030年度の将来推計を行いました。

温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼすと考えられる、人口動向、電気排出係数の低減目標、農業産出額、国の運輸部門の目標の4つの要素を考慮して、推計を行いました。

2030年度の総排出量は20,165t-CO₂であり、基準年度比約24%の削減となると推計されました。

対象部門・分野別の推計値は、建設業・鉱業以外で減少し、業務その他部門において、基準年度比で約30%以上削減されるものと考えられます。

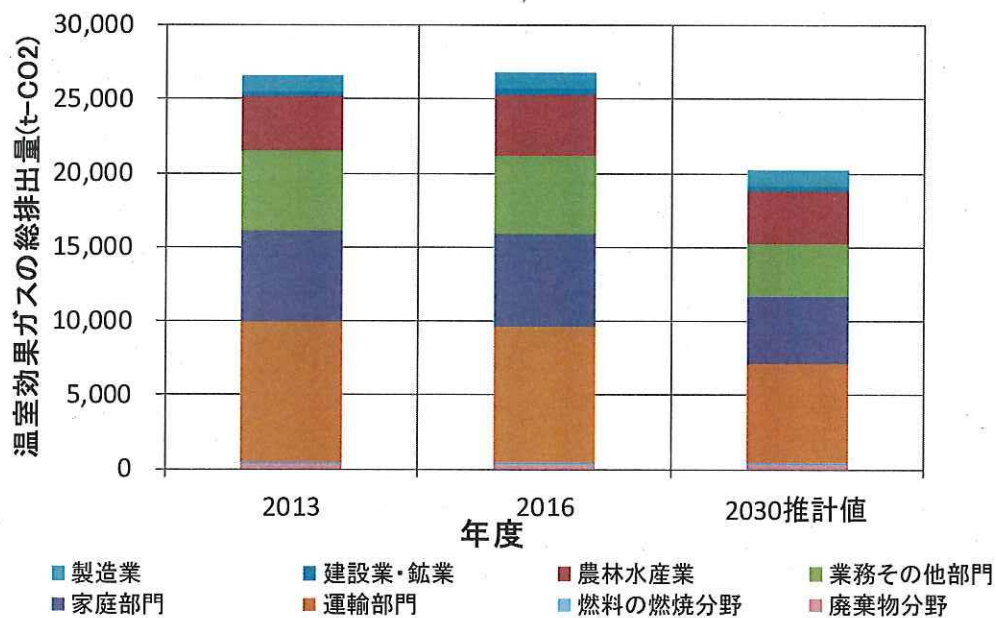


対象部門・分野別の温室効果ガスの将来推計

対象部門・分野		2013 年度 t-CO ₂	2016 年度 t-CO ₂	2030 年度 t-CO ₂	削減量 t-CO ₂	基準年度 比増減率 %
産業	製造業	1,149	1,155	1,021	128	-11.1
	建設業・鉱業	337	437	363	-26	7.8
	農林水産業	3,637	4,093	3,562	75	-2.1
民生	業務その他部門	5,455	5,251	3,485	1,971	-36.1
	家庭部門	6,086	6,263	4,634	1,451	-23.8
運輸部門		9,545	9,238	6,689	2,856	-29.9
燃料の燃焼分野		89	88	88	1	-1.1
廃棄物分野		341	333	322	18	-5.4
総排出量		26,638	26,858	20,165	6,474	-24.3

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※表中の数値のうち、削減量でマイナス値を示すものは、増加したことを示します。



3-2 温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030年度において、基準年度の2013年度比26%削減」を掲げています。

本計画における温室効果ガス総排出量の削減目標は、基準年度比で26%削減に当たる6,938t-CO₂とします。

温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度2030年度）

削減目標

基準年度(2013年度)比でエネルギー起源CO₂排出量26%削減

目標総排出量

19,700t-CO₂ (6,938t-CO₂削減)



温室効果ガスの削減見込量(総排出量)

項目		削減見込量	
		t-CO ₂	基準年度の 総排出量 に対する割合%
将来 推計	①2013～2016 年度までの増減	-220	-0.8
	②人口動向	426	1.6
	③電気排出係数の低減目標達成 (大手電力会社が電力の CO ₂ 排出係数を 2030 年度に 0.371(kg-CO ₂ /kWh)まで低減すると自主的な目標としている)	3,718	14.0
	④農業産出額 (道内における農業産出額の割合が変化しないものとする)	0	0.0
	⑤国の運輸部門の低減目標達成 (国の運輸部門の目標値:基準年度から 27.6%削減)	2,550	9.5
追加 取組	⑥電気を使わない時は切る等の運用改善	50	0.2
	⑦照明の LED 化等の設備改善	250	0.9
	⑧再生可能エネルギーの設備導入	164	0.6
合 計		6,938	26.0

①2013～2016 年度までの増減

2013～2016 年度までの増減=2013 年度の排出量－2016 年度の排出量

②人口動向(2030 年度の推計人口)

人口動向の寄与分=2016 年度の排出量×2,445 人÷2,525 人

③電気排出係数の低減目標達成

電気排出係数の低減の寄与分＝

人口動向の寄与分×電気の二酸化炭素排出割合×(0.669－0.371)÷0.669

④農業産出額

本村の農業産出額÷道内の農業産出額が変化しないものと仮定

⑤国の運輸部門の目標達成

2016 年度の運輸部門の排出量×0.276

項目	2016 年度	2030 年度
人口	2,525	2,445
電気排出係数(北電)	0.669	0.371
運輸部門の目標値	—	2013 年度比-27.6%削減

※人口は「鶴居村人口ビジョン」より引用しました。

※電気排出係数(北電)は「電気事業者別排出係数関連ページ」(環境省)より引用しました。

※運輸部門の目標値は「地球温暖化対策計画」(内閣府)より引用しました。

第4章 地球温暖化防止のための取組

4-1 目標達成に向けた取組の基本方針

温室効果ガスの削減に向けて、目標を達成するためには具体的な取組みを継続していくことが必要であり、本計画の取組方針を設定します。また、目標達成に向けた、村民、事業者、村の役割と取組み内容を次頁以降に示します。

基本目標

みんなが地球環境に配慮し、低炭素化したまちづくりに取り組む 鶴居村

基本方針1. 村民一人一人が環境に配慮した行動の実践

- 1-1 省エネルギー行動の実践
- 1-2 省資源行動の推進

基本方針2. 低炭素化社会の推進

- 2-1 施設の運用改善
- 2-2 エネルギー設備の導入
- 2-3 再生可能エネルギー設備の導入

基本方針3. 循環型社会の推進

- 3-1 グリーン購入等の推進
- 3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進
- 3-3 環境に配慮した設計・施工
- 3-4 イベント等における環境配慮

基本目標と基本方針

村民の役割

- 省エネルギー・省資源につながる行動を実践し、環境負荷の低減に努めます。
- 地球温暖化問題への理解をさらに深め、関連する活動へ積極的に参画します。

事業者の役割

- 創意工夫を凝らしつつ、自主的かつ積極的に環境負荷の低減に努めます。
- 地球温暖化問題に対する自主的な計画を策定し、進捗状況の点検を行います。
- 従業員への環境教育を行い、国及び地方公共団体の施策に協力します。

村の役割

- 村民や事業者が地球温暖化問題へ積極的に取り組める仕組みや環境を作ります。
- 本村の自然的社会的条件に応じた、総合的かつ計画的な施策を推進します。
- 村民、事業者、北海道及び国と連携・協働して、環境負荷の低減を進めます。
- 村を先導する環境負荷の低減対策を実施し、進捗状況の点検を行います。

村民、事業者、村の役割

4-2 目標達成に向けた取り組み内容

基本方針 1. 村民一人一人が環境に配慮した行動の実践

1-1 省エネルギー行動の実践

(1) 照明に関すること

- ① 不必要な場所の照明は、こまめに消灯します。
- ② 業務外時間は、必要箇所以外消灯します。
- ③ 不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努めます。

(2) 空調に関すること

- ① クールビズ・ウォームビズの取組みを推進します。
- ② 暖房・空調機器は、暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に温度を設定します。
- ③ 空調使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高めます。

(3) OA 機器・家電機器に関すること

- ① OA 機器は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。
- ② 不要な OA 機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力削減に努めます。
- ③ 電力消費の大きな家電機器の利用は必要最小限とします。

(4) 自動車に関すること

- ① エコドライブに努め、アイドリングや急発進、急加速を控えます。
- ② タイヤの空気圧点検を定期的の実施し、適正に保ちます。
- ③ 近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努めます。
- ④ 更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。
- ⑤ 車内は整理整頓し、不要なものは積載しないよう努めます。
- ⑥ 毎月の走行距離の把握に努め、適正運行を行います。
- ⑦ ポスター等を掲示することにより、エコドライブの啓発を実施します。

1-2 省資源行動の推進

(1) 用紙使用量の削減

- ① 両面印刷コピーを実施し、用紙使用量の削減に努めます。
- ② 使用可能な用紙の裏面活用に努めます。
- ③ パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らします。
- ④ 印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。

(2) 水道使用量の削減

- ① 水道の使用後は、蛇口を確実に締めます。
- ② 水洗トイレの水は無駄に流さないように努めます。
- ③ 水を出したままにしないなど節水に努めます。

基本方針 2. 低炭素化社会の推進

2-1 省エネルギー設備の導入

- ①照明機器の LED 化を積極的に図ります。
- ②人感センサーなどの導入や効率的な照明機器の利用を検討します。
- ③空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進します。
- ④施設の新改築または設備更新の際、積極的に省エネ設備の導入を検討します。
- ⑤施設の新改築や改修時には、複層ガラスなどを導入検討し断熱化に努めます。
- ⑥省エネルギー診断の実施などを検討し、施設の省エネルギー化を図ります。

2-2 再生可能エネルギー設備の導入

- ①施設の新改築や改修時には、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ②薪ストーブなどの木質バイオマスを利用した設備の導入・活用を推進します。
- ③地中熱を利用した設備の導入・活用を推進します。
- ④太陽光を利用した設備の導入・活用を推進します。

2-3 施設の運用改善（主に事業者）

- ①空調、ポンプ、ボイラ等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、省エネルギー化に向けた改善を行います。
- ②設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努めます。
- ③空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努めます。
- ④ボイラ設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努めます。
- ⑤ボイラの稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努めます。
- ⑥施設の統廃合により、縮減を図り、供給量の適正化を推進します。

基本方針 3. 循環型社会の推進

3-1 グリーン購入法適用商品等の推進（主に事業者）

- ①物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。
- ②グリーン購入法適用品のコピー用紙の庁内使用等の啓発に努めます。

3-2 廃棄物の削減、リサイクルの推進

- ①マイバック・マイボトル・マイ箸等利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ②事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努めます。
- ③仕分けボックスの設置などにより、リサイクル回収を徹底します。
- ④ごみの排出量削減、リユース・リサイクルを推進します。

3-3 環境に配慮した設計・施工（主に事業者）

- ①省エネルギー・省資源な設計や廃棄物を少ない施工に努めます。
- ②建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努めます。
- ③公共施設や街路における緑化を推進します。

3-4 イベント等における環境配慮（主に事業者）

- ①配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努めます。
- ②イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。

基本方針 1・2・3 共通

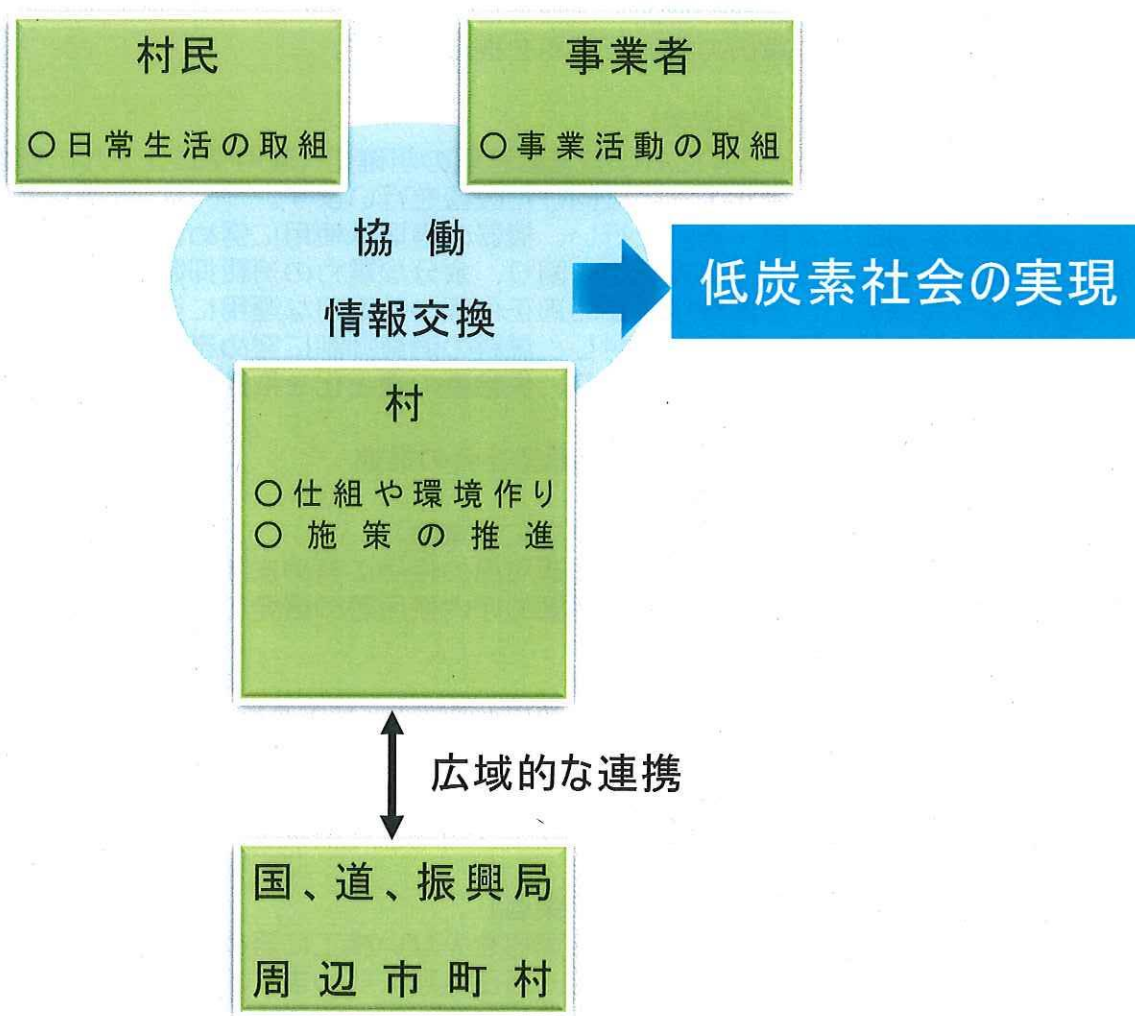
COOL CHOICE への賛同

温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動に賛同します。

第5章 進行管理

5-1 推進体制

本計画を円滑かつ効果的なものにし、目標を達成するため、村民、事業者、村が一体となった取組を進めていきます。以下に、本計画の推進体制を示します。



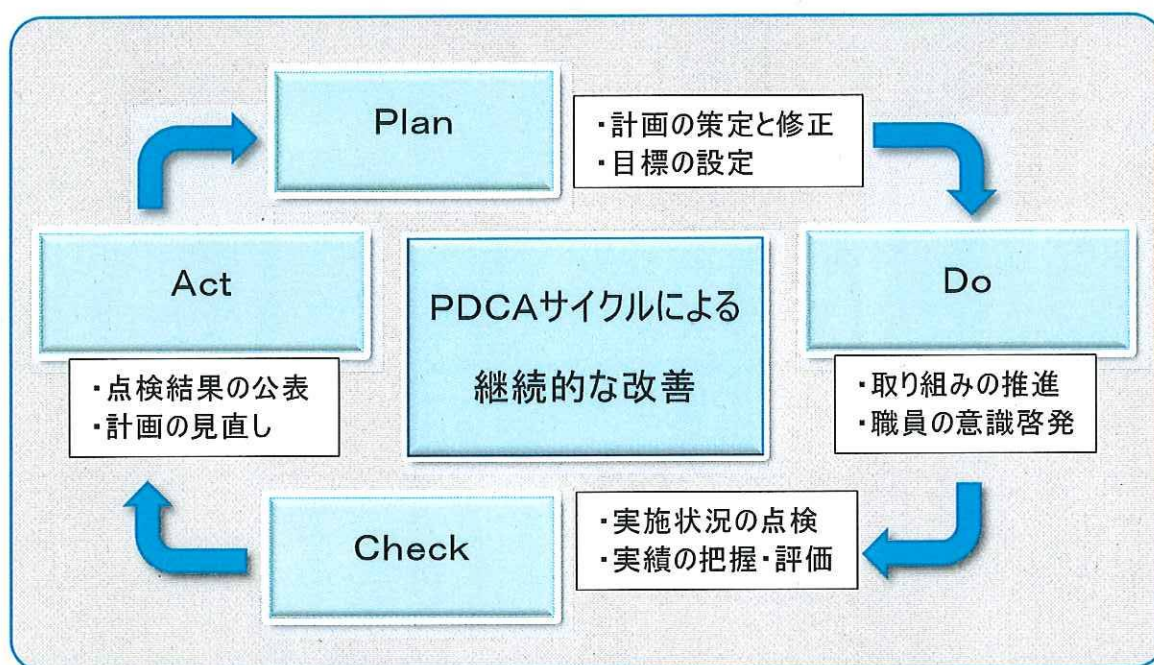
推進体制

5-2 進行管理

本計画で定められた取組みを着実に実施し、継続的な改善を図っていくために進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P(Plan：目標を設定)⇒D(Do：取組みの推進)⇒C(Check：点検・実績の把握)⇒A(Act：公表・見直し)といった「PDCA サイクル」を基本とします。

また、計画の進行にあたっては、年度ごとに温室効果ガス排出量の把握を行い、前年度や基準年度と比較し、実施状況の点検や実績の把握・評価を行います。計画の進行状況や評価結果によっては必要に応じて計画の見直しを行うなど継続的な改善を図り、効果的な進行管理を行っていきます。



PDCA サイクルによる進行管理

